

(意見書案第24号)

へき地等学校等の級別指定基準の改善に関する意見書

文部科学省は今年度、へき地における教育水準の向上を図ることを目的とするへき地教育振興法に基づく、へき地等学校等の級別指定基準を改正することとし、現在、その検討が進められている。

現行の基準は、平成元年の一歩改正以来、19年余りを経過したが、その間、全国を上回る速度で進む本道の人口減少や、若年層の都市部への流出に伴う過疎化と高齢化の進行は、へき地における教育に大きな影響を及ぼしている。

また、本道は、地域が広大で気候風土にも差があり、特に、離島などでは冬期間において依然として厳しい条件下に置かれているとともに、地域医療の衰退や物価高騰など生活環境は一層厳しさを増している。

文部科学省は、「道路・交通機関、情報通信網などの発展によるへき地の環境変化を踏まえた基準の見直しを検討する」としているが、本道では小・中・道立学校の約半数（2466校中 1196校（48.5%））がへき地学校であり、教育条件の整備や教職員の人事施策上からも、見直しの影響は大きいものがある。

よって、国においては、へき地等学校等の級別指定基準の改正に当たって、気候風土などの地理的条件や物価、医療を初めとした生活実態を踏まえるとともに、都市との相対的な格差を反映した基準に改めることで、へき地における教育水準の向上に努めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月2日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣

} 宛